

令和2年度危険物安全週間 「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

危険物安全週間が6月7日(日)から13日(土)まで全国で一斉に実施されます。さまざまな事業所で利用され、市民生活にも深く浸透している石油類などの危険物について適正な使用と管理を呼びかけ、また、危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的として実施しています。

危険物は使い方を間違えると大きな事故を引き起こすことがあります。この機会に、身近にある危険物の正しい使用方法や保管方法を再度確認して火災や事故を未然に防ぎましょう。

ガソリンを携行缶で購入する際、本人確認等が義務付けられました

令和元年7月に発生した京都府の爆発火災を受け、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、購入者の本人確認、使用目的の確認が義務付けられました。また、セルフスタンドでは、性能試験に適合した金属性の容器であっても購入者が自らガソリンを容器に詰め替える事はできません。

※ガソリンや軽油を大量に保管することは、火災発生の危険性が高まるとともに火災が発生した場合には大規模な火災となるのでやめましょう。ガソリンを購入し、保管する必要がある場合は、基準適合性表示のあるガソリン専用のものを使用してください。

『危険物』とは

消防法で定められている物品で、一般的に次のような危険性を持ったものをいいます。

- 火災発生の危険性が大きい
- 火災拡大の危険性が大きい
- 消火の困難性が高い

※身近なものでは、ガソリン・灯油・てんぷら油・接着剤などがあります。

問い合わせ 飯能日高消防署予防指導課
☎974-7221



ガソリン容器



基準適合性表示
(KHKマーク)

情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度とは

市が作成し、または取得した文書や図面などの公文書(市政に関する情報)を請求(申し出)に応じて、開示(公開)するものです。

個人情報保護制度とは

市が作成し、または取得した個人情報を本人の請求に応じて、開示や訂正などを行うものです。

※市では、個人情報を取り扱うときの基準を定め、この基準により個人情報を適切に管理しています。

請求(申し出)の手続き

請求書(申出書)に住所・氏名・公文書の名称などの必要事項を記入し、右記へ提出してください。

請求(申し出)に対する決定

請求書(申出書)を受理した日から原則15日以内に開示等の決定をし、文書で請求者等に通知します。※やむを得ない理由があるときは、60日を限度に延長することがあります。

※内容によっては、開示等ができないことがあります。

令和元年度情報公開制度の運用状況

- 開示請求16件に対し、開示14件、部分開示1件、不開示1件
- 任意的公開申し出12件に対し、公開8件、部分公開2件、非公開2件

令和元年度個人情報保護制度の運用状況

- 開示請求4件に対し、開示1件、部分開示1件、不開示2件

問い合わせ 市政情報課法規・情報公開担当

